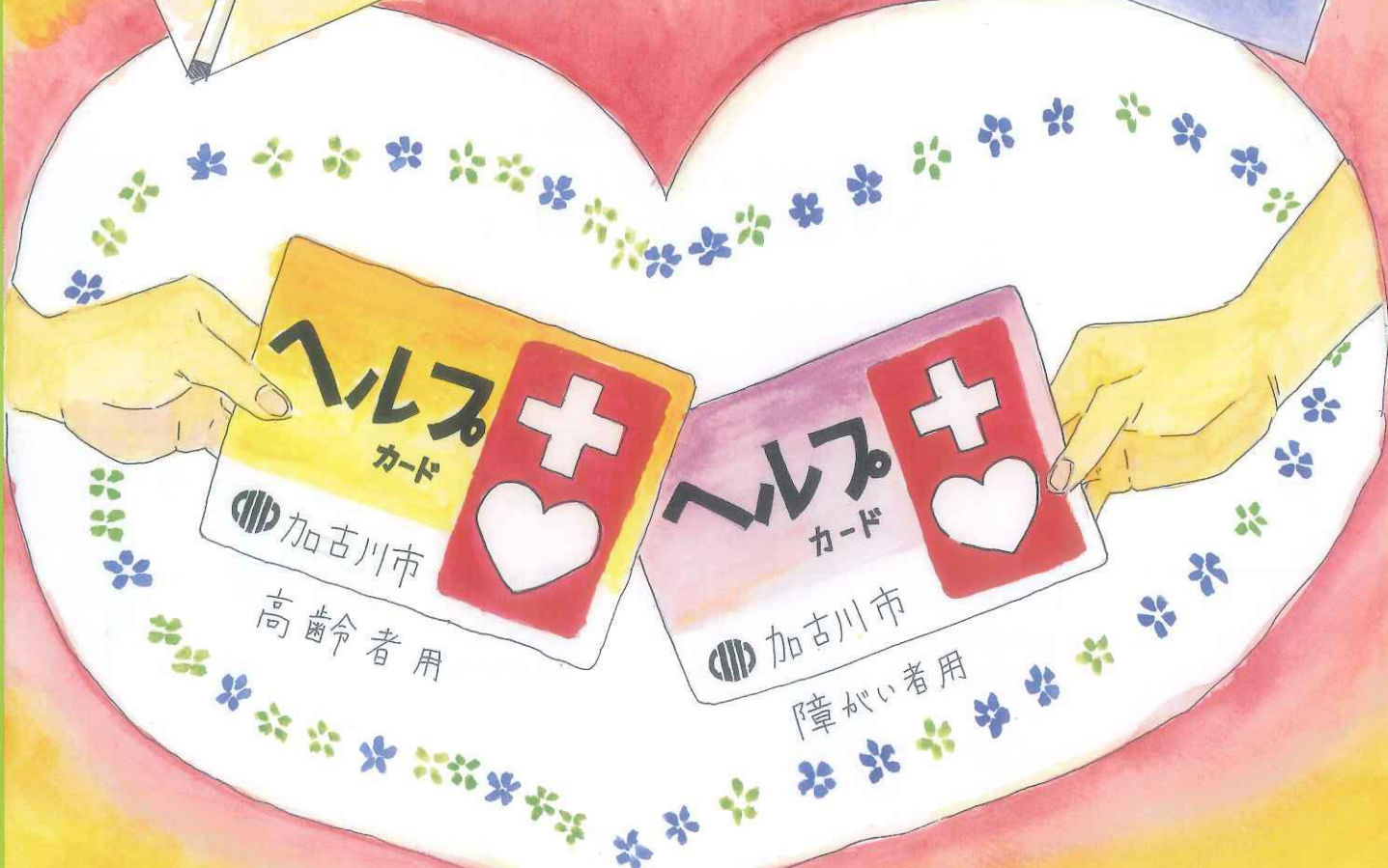
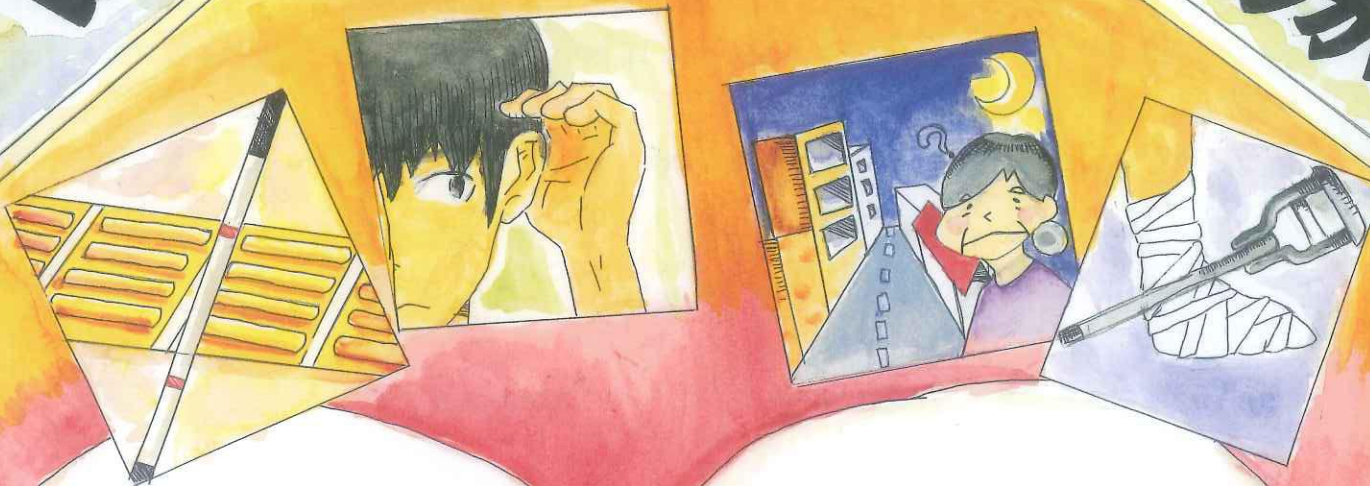


ヘルプカードを

知ってほしい



ヘルプカードは、障がいのある方や高齢の方などが、
 困ったときに助けを求めるためのものです。
 ヘルプカードを提示された場合は、記載内容にそって
 手助けをお願いします。

デザイン協力：兵庫県立加古川東高等学校 美術部

お問い合わせ先

【障がい者用】 加古川市役所 障がい者支援課 (TEL: 079-427-9372 FAX: 079-422-8360)
 【高齢者用】 加古川市役所 高齢者・地域福祉課 (TEL: 079-427-9205 FAX: 079-421-2063)

ヘルプカードとは・・・？

ヘルプカードは、障がいのある方や高齢の方など、支援や配慮を必要とする方が身に付けておくことで、日常生活や緊急のとき、災害のときなどの困ったときに、周囲の人へ必要な支援や配慮を伝えるためのカードです。

名前や住所のほか、本人の特性や緊急連絡先、医療に関する情報などを、必要に応じて自由に記入することができます。また、支援や配慮を必要とする方の中には、自分から「困っている」ということを伝えられない方や、外見からは障がいなどがあり支援や配慮が必要であることがわかりにくい方もいます。

ヘルプカードは、こうした方々と手助けをしたいと思う方々をつなぐコミュニケーションツールにもなります。

○対象者○

障がいのある方や高齢の方など、周囲の人の支援や配慮が必要な方

○入手のしかた○

加古川市役所障がい者支援課、高齢者・地域福祉課、介護保険課のほか、こども療育センター、加古川養護学校、各市民センター、東加古川市民総合サービスプラザ、各公民館、加古川市総合福祉会館及び兵庫県加古川総合庁舎の窓口にあります。また、加古川市ホームページからダウンロードすることも可能です。

～ヘルプカードが出来るまで～

加古川市障がい児(者)家庭教育学級にご協力いただき、当事者の声をお聞きしながら作成しました。

また、加古川市障害者自立支援協議会による地域での防災訓練で活用するなどして検討を重ね、様式を定めました。



【障がい者用】



【高齢者用】

～利用者の声～

- ◆気分が悪くなったときに緊急連絡先に電話をしていただいて助かりました。
- ◆迷子になったときに助けていただいて、無事に家へ帰ることができました。
- ◆知的障がい者が置き引きの疑いを持たれて警察から質問を受けたときに情報をすぐに伝えることができたので、パニックにならずに速やかに解決することができました。



“ちょっとした手助けが安心につながります”